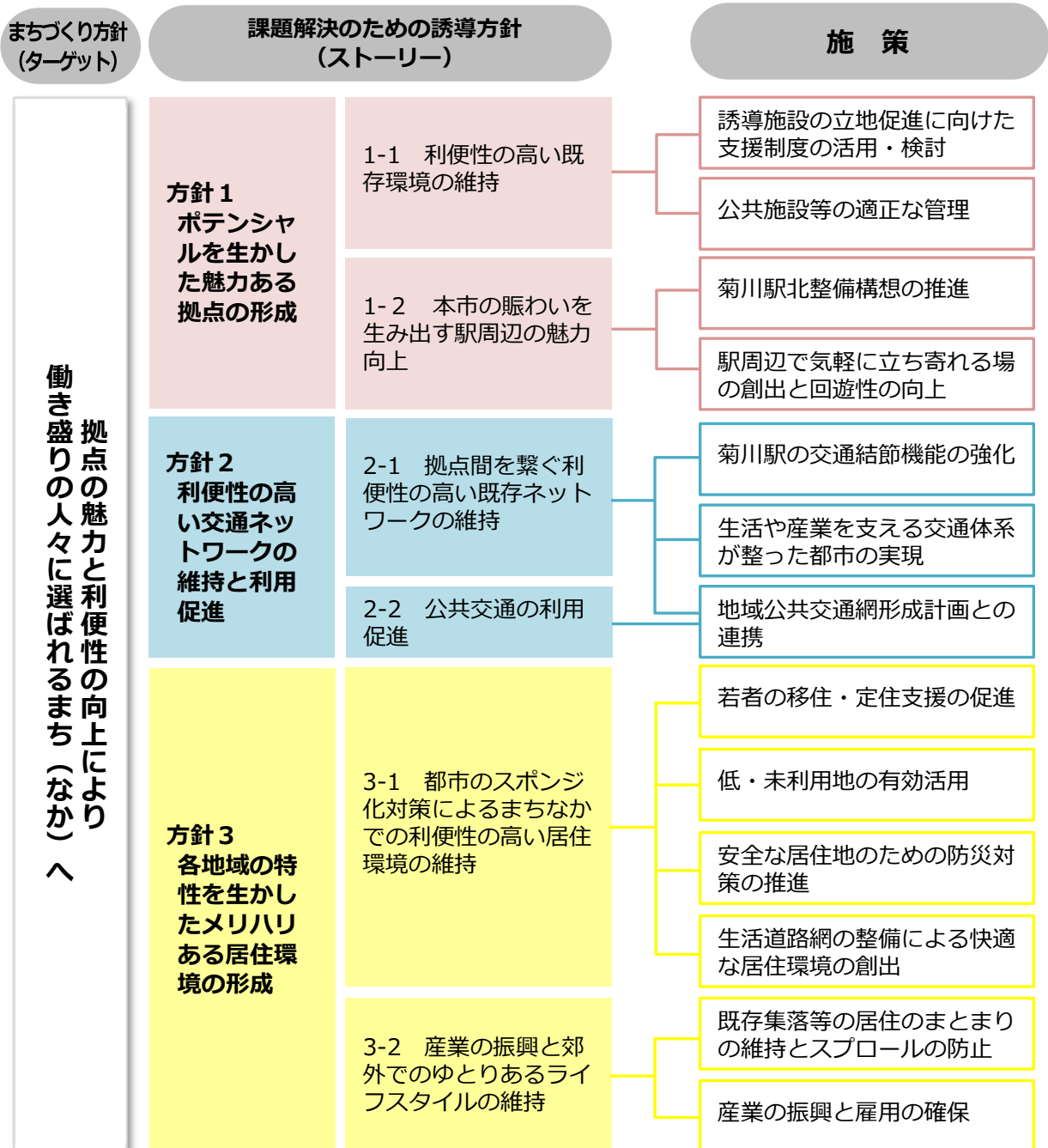


第6章 誘導施策

1. 誘導施策

まちづくり方針である「拠点の魅力と利便性の向上により働き盛りの人々に選ばれるまち（なか）へ」を実現するために、課題解決のための誘導方針ごとに誘導施策を位置付けます。



(1) 都市機能誘導に関する施策

誘導方針	施策
<p>方針1 ポテンシャルを生かした魅力ある拠点の形成</p> <p>1.1 利便性の高い既存環境の維持</p>	<p>新規 誘導施設の立地促進に向けた支援制度の活用・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設の立地に向けて、国の支援制度等の有効活用を検討するとともに、誘導施設への市独自の支援制度についても検討します。 <p>継続 公共施設等の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設については、菊川市公共施設等総合管理計画（2017（平成29）年3月）及び個別施設計画に基づき、施設総量の適正化、長寿命化の推進、施設の有効活用を図り、必要に応じて保有施設の廃止、複合化、多機能化、集約化、機能変更等の検討にも取り組んでいきます。 公共施設の跡地等の遊休市有地については、売却または誘導施設への活用を検討していきます。
<p>1.2 本市の賑わいを生み出す駅周辺の魅力向上</p>	<p>継続 菊川駅北整備構想の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> J R 菊川駅の北側については、2016（平成28）年度に策定した菊川駅北整備構想を基に、土地利用の方向性や整備手法の検討を推進していきます。 検討の進捗に合わせて、用途地域の見直しを行うとともに、都市機能誘導区域、及び居住誘導区域の見直しを検討します。 
	<p>新規 駅周辺で気軽に立ち寄れる場の創出と回遊性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺で気軽に立ち寄れる空間である市役所庁舎東館やポケットパーク、駅前広場等において、子育て世代から高齢者まで居心地がよく歩きたくなるまちなかとなるよう、質の高い滞留場所、歩行空間の創出を図ります。 菊川駅の南北自由通路と、コミュニティの拠点となる市役所庁舎東館を駅周辺の回遊性向上につなげるため、都市機能誘導区域内の低・未利用地、空き店舗等について、駐車場の集約化や利用権の交換等を含めた利活用により賑わい空間の創出を検討します。

(2) 交通に関する施策

誘導方針

施策

方針2 利便性の高い交通ネットワークの維持と利用促進

2-1 拠点間を繋ぐ利便性の高い既存ネットワークの維持

継続 菊川駅の交通結節機能の強化

- ・菊川駅の南北自由通路と北口駅前広場の整備について、早期整備に向けた関係機関との協議・検討を推進します。

継続 生活や産業を支える交通体系が整った都市の実現

- ・近隣市とのネットワークや交流軸を形成するため、本市の都市拠点をつなぎ、骨格を形成する最も重要な幹線道路として位置付けられる県道掛川浜岡線バイパスの整備や中央公民館周辺の都市拠点と周辺都市を結ぶ（都）青葉通り嶺田線などの幹線道路の整備を推進していきます。

継続 地域公共交通網形成計画との連携

- ・本市では、新たな公共交通の施策展開を図るため、2019（令和元）年に菊川市地域公共交通網形成計画を策定しました。そのため、下記施策による事業を推進し、居住や都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと公共交通の連携によるコンパクト+ネットワークによるまちづくりを進めます。

【主な施策】

- ◆利用しやすい公共交通網の形成
 - ・菊川市コミュニティバスの再編
 - ・路線バス及び自主運行バスの維持
 - ・JR東海道本線の利用促進（菊川駅整備検討、各種イベントの開催）
 - ・タクシーの利用促進
- ◆利用しやすい環境整備や車両導入
 - ・交通結節点の機能強化
 - ・バス停の待合環境の整備
 - ・利用しやすい車両（バス・タクシー）整備
- ◆分かりやすい公共交通の情報提供
 - ・運行情報提供の充実（公共交通総合マップの作成・配布）
- ◆高齢者が外出しやすいサービスの提供
 - ・高齢者の外出支援制度の導入
- ◆商業施設等との連携による公共交通利用促進
 - ・商業施設等との連携サービスの導入（割引サービス・企画切符等の導入、おでかけモデルプランの作成、バス停のネーミングライツや企業広告等の導入）
- ◆公共交通の維持・確保に関する意識醸成
 - ・公共交通利用促進活動の実施（路線バス等の乗り方教室の開催）
- ◆公共交通の輸送を担う人材確保
 - ・運転手の確保策の実施（バス・タクシー運転手の確保策の実施）

2-2 公共交通の利用促進

(3) 居住誘導に関する施策

誘導方針

施策

方針3 各地域の特性を生かしたメリハリある居住環境の形成

3-1 都市のスポンジ化対策によるまちなかでの利便性の高い居住環境の維持

拡充 若者の移住・定住支援の促進

- ・若い世代の居住を誘導するため、現在実施している「若者世帯定住促進補助金」の継続を検討するとともに、居住誘導区域内での高上支援について検討します。
- ・子育て世代や居住誘導区域内の住宅取得を推進するため、住宅金融支援機構と連携し、住宅ローンの金利を引き下げられるフラット35が利用できるような体制づくりを検討します。

フラット35 子育て支援型	●若年子育て世帯が住宅を取得する場合 等
フラット35 地域活性化型	●居住誘導区域外から居住誘導区域内に移住する際に住宅を取得する場合 等

拡充 低・未利用地の有効活用

- ・管理が不適切な特定空家等の除却を推進するとともに、空き地・空き家等の低・未利用土地が時間的、空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化問題に対応するため、居住誘導区域内の空き家・空き地の活用を推進します。活用にあたっては、都市再生特別措置法により創設された、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する「低未利用土地権利設定等促進計画制度」や、協働で広場等を整備・管理する「立地誘導促進施設協定制制度」等の活用を検討します。

①低・未利用地の有効活用と適正管理のための指針等

利用指針	地域交流及び地域振興、障害者支援、高齢者支援、地域型保育、農業振興、商工業振興など、地域の課題に対応する利活用を推奨するとともに、居住環境整備のための敷地統廃合等による利用を推奨すること
管理指針	空き家・空き地において、定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適切な管理を行うこと
低未利用土地権利設定等促進事業区域	【区域】都市機能誘導区域又は居住誘導区域 【促進すべき権利設定等の種類】地上権、賃借権、所有権等 【立地を誘導すべき誘導施設等】都市機能誘導区域における誘導施設、居住誘導区域における住宅 等

②立地誘導促進施設協定に関する事項

【立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域】	都市機能誘導区域又は居住誘導区域
【立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項】	居住者等の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するために、区域内の一団の土地の所有者及び借地権者等を有する者は、以下の施設の一体的な整備又は管理を適切に行うこととする。 《種類》広場、広告塔、並木など、居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの

誘導方針

施策

方針3 各地域の特性を生かしたメリハリある居住環境の形成

(3-1)

継続 安全な居住地のための防災対策の推進

- ・居住誘導区域内において、被害想定等の周知を行い、併せて被害を回避あるいは最小限とするための知識の普及を行うなどの、市民等の意識啓発を図ります。
- ・上本所地区をはじめ、菊川水系の河川において、国による河川改修を促進します。
- ・居住誘導区域内において、安全な避難路、避難地の確保、家屋の耐震化を推進します。

継続 生活道路網の整備による快適な居住環境の創出

- ・地域におけるさまざまな活動や地域外との交流・連携を促進する交通環境を形成するため、潮海寺地区の狭隘道路整備事業を推進していきます。

継続 既存集落等の居住のまとまりの維持とスプロールの防止

- ・本市は非線引きであり、用途地域外にも多くの人々が居住していることから、郊外部の拠点となっている地域や農村集落等を維持していくことも重要です。そこで、本計画では居住誘導区域としての位置付けは行わないものの、菊川市都市計画マスタープラン等に基づき、住環境の維持・形成に向けた取組を今後も進めていきます。
- ・都市の骨格構造で「地域活動拠点」に位置付けた各拠点については、地域生活圏における交流の場、コミュニティ活動の場として維持していくため、都市拠点や多目的複合拠点とネットワーク化しアクセシビリティの向上を図ります。

継続 産業の振興と雇用の確保

- ・半済、赤土・額田地内の工業専用地域については、未利用地の有効利用を促進し、加茂・西方地内の工業地域及び工業専用地域周辺については、新たな工業用地の確保を検討します。
- ・農業振興地域内において、農業の振興を図ります。本計画の届け出制度により、その他の地域においても、農地や自然環境との調和を図りながら無秩序な宅地の拡大を抑制します。

3-2 産業の振興と郊外でのゆとりあるライフスタイルの維持